

平成28年第5回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年3月16日（水）
午前10時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第12号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則案
議案第13号 弘前市指定文化財の指定解除について
議案第14号 教育委員会管理職員に係る人事異動について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長兼博物館長 柴田 幸博、教育政策課長 鳴海 誠、学校教育推進監兼学校教育改革室長 櫛引 健、学校企画課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 鈴木 卓治、文化財課長 三上 敏彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、文化財課文化財保護係長 小石川 透

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午前10時 開会

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、

平成28年第5回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に3番佐々木健委員と4番土居真理委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が3件となっておりますが、議案第14号は、人事に関する事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、議案第14号は非公開で審議することといたします。

・議案第12号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第12号行政不服審査法の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長(後藤千登世) 議案第12号行政不服審査法の全部改正に伴う関係規則の整理に関する規則案について説明いたします。

提案理由は、行政不服審査法の全部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。これに伴い関係法律の整備も行われたことから、関係規定を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

本日、提案いたしました規則案は、改正された行政不服審査法において、旧法における異議申立てを廃止し、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化されたこと、審査請求期間が60日から3か月に延長されたことなどに伴う改正であり、本案において一括して各規則の整備を行うものであります。

本案では、第1条で弘前市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正、第2条で弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正の以上2件を一括して整理しようとするものであります。

それでは規則の改正内容について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

弘前市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則につきましては、弘前市立学校に勤務する県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関して、第2条の特例で第4号の「不服申立て(審査請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改めるものであります。

○学校企画課長(宇庭芳宏) 続きまして、第2条弘前市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

様式第4号及び第6号は、学区外就学許可申請に対しての、不許可書及び許可取消

書の様式であります。それぞれの教示文を「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改めるものであります。

附則につきまして、施行期日は平成28年4月1日と定め、経過措置は、処分その他の行為または不作為についての不服申立てであって、本規則の施行日前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例によるとなっております。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） 改正に何か特別な理由はありますか。
- 学務健康課長（後藤千登世） 改正の主な理由であります。処分に関する手続きに不服申立てがあった場合の審査の公正性や透明性の向上等を図る観点が大きなところがあります。1つは審査請求期間を伸ばしたということ、そして、審査において処分に関与していない一定の要件を満たす職員が間に入り手続きを行うということ、が定められております。
- 2番（前田幸子委員） 不服申立てという言葉は存在するのですか。
- 学務健康課長（後藤千登世） 審査請求という言葉に統一されました。
- 2番（前田幸子委員） 不服申立てという言葉は無くなったということですか。
- 学務健康課長（後藤千登世） この規則の中ではなくなりました。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第12号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

・議案第13号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第13号弘前市指定文化財の指定解除について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財課長（三上敏彦） 議案第13号弘前市指定文化財の指定解除についてご説明いたします。

提案理由としましては、弘前市指定有形文化財の旧笹森家住宅附門が、文化財保護法の規定による国の重要文化財の指定を受けたことに伴い、弘前市文化財保護条例第11条第1項の規定に基づき指定を解除しようとするものです。

旧笹森家住宅は、平成25年2月20日に弘前市指定有形文化財に指定されたところがあります。

そして、本年2月9日付で、名称を「旧弘前藩諸士住宅」として、官報告示されたものです。以上であります。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 1番（九戸眞樹委員） 国の指定を受けると市の指定は解除するものなのですか。

- 文化財課長（三上敏彦） 弘前市文化財保護条例において、法又は県条例の規定による指定を受けたときは解除することができるかと規定されております。
- 1番（九戸眞樹委員） 旧笹森家という名称がなくなったのには何か理由がありますか。
- 文化財課長（三上敏彦） これは文化庁が決めたことではありますが、国指定の際、弘前藩が城下に形成した一連の武家住宅のひとつとして、個人所有の性格が薄いことと、身分の高くない武家の屋敷が全国的にもほとんど残っていない現状から、旧弘前藩諸士住宅という名称となったものであります。また、諸士というのは、多くの侍が代々居住してきたということでもあります。
- 1番（九戸眞樹委員） 家老やご重役のお家は残っているかと思いますが、やはり身分の低い人達の家は残っていないものですか。
- 文化財課長（三上敏彦） あまり残っていないと聞いています。当市といたしましては、建物の名称は、居住者の姓名、または、寄贈した方の姓を用いてきました。
- 1番（九戸眞樹委員） 建物の性格を表した名称ということですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 文化庁としましては、そうであります。しかし、条例上は変わらない例もあります。例えば、青森銀行の施設として、旧第五十九銀行本店本館と指定されておりますが、パンフレットなどでは青森銀行記念館と馴染みがある名称が記載されております。
- 2番（前田幸子委員） 今後も旧笹森家住宅の名称は残るのですか。
- 文化財課長（三上敏彦） 利用者に利便性がありますので、その方向でやらせていただきたいと思っております。
- 2番（前田幸子委員） 官報に「一間薬医門」と記載されておりますが、元々こういう形であったのですか。
- 文化財課文化財保護係長（小石川 透） 江戸時代の図面にも門があったと思われる記載がありましたので、附けたりして指定されたものであります。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第13号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

・議案第14号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第14号の審議に入りますが、先ほど決定いたしましたとおり、審議は非公開といたしますので、弘前市教育委員会会議傍聴規則第6条の規定により傍聴者の退席をお願いいたします。

（傍聴者及び教育政策課以外の課室かいの長は退席）

それでは当日配付の議案を配付いたさせます。

なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち

帰りしないようお願いします。

それでは、議案第14号教育委員会管理職員に係る人事異動について、事務局から説明をお願いします。

(非公開で審議 — 原案どおり可決)

○委員長（九戸眞樹委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして平成28年第5回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前10時25分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 佐々木 健

署名者 土 居 眞 理